

富田林市✳️タクシー事業者応援

～公共交通をみんなで支えよう～



実施内容について

コロナ禍において利用者が減少するタクシー事業者を応援することを目的に、市内在住の75歳以上の高齢者と妊娠されている方にタクシー料金が軽減される「タクシー利用券」をお送りします。

配布対象

①令和2年9月30日現在で、本市の住民基本台帳に記載されている、昭和21年4月1日以前生まれの方

②令和2年9月30日現在、母子健康手帳を交付されている妊婦及び、令和2年10月1日以降に妊娠し、かつ、令和3年2月28日までに本市で母子健康手帳の交付を受けた方

配布内容

タクシー利用券
680円（初乗り運賃分）×4枚（2往復分）

有効期間

令和2年11月1日から令和3年2月28日まで

対象となる方へ

市役所から郵送で配布します。（令和2年10月中旬以降順次配布予定。）
ただし、市役所による郵送後に妊娠された方は、母子健康手帳の交付時に併せてお渡しします。（お渡し開始時期については、本市ウェブサイトでご案内します。）

利用方法

- ①「タクシー利用券」をミシン目に沿って切り取ってください。
- ②タクシー降車時に、乗務員に「タクシー利用券」（1回の乗車につき利用券1枚まで利用可能）を渡してください。

利用可能な
タクシーの
連絡先

- ・大阪第一交通 ☎0570-06-0152
- ・近鉄タクシー ☎0570-06-9001
- ・金剛タクシー ☎0721-23-2300

※記載していないタクシーでは利用できませんので、ご注意ください。

新型コロナウイルス対策について

上記のタクシー事業者は、車両の換気・消毒、乗務員の健康管理の徹底、マスクの着用等の新型コロナウイルス対策を実施しております。（詳しい実施内容につきましては、各タクシー事業者のホームページをご覧ください。）

タクシーを利用される皆様も、「マスクの着用」、「会話を控える」等のご協力をお願いいたします。



問い合わせ

富田林市役所産業まちづくり部 道路交通課
0721-25-1000（内線416・417）

注意事項

・乗車、降車の両方またはいずれかが本市内（金剛駅前含む）での乗車に
限ります。

・1回の乗車につき利用券1枚まで利用できます。利用券分（680円）を超える場合は、その不足分を現金等でお支払いください。

・「タクシー利用券」は、ご本人のみ利用いただけます。（※妊娠されている方は、そのご家族も利用いただけます。）ただし、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。

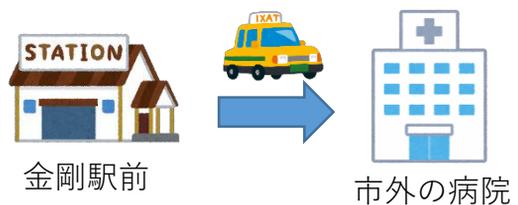
・「富田林市重度障がい者タクシー利用券」や「他市の割引チケット」との併用はできません。

利用例

① 市内の自宅から市内のスーパーまでの利用 ○



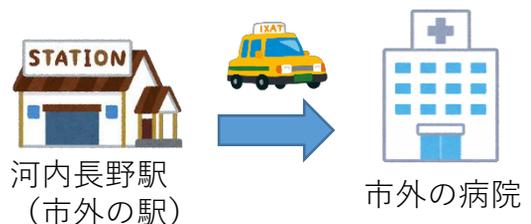
② 金剛駅前ロータリーから市外の病院までの利用 ○



③ 河内長野駅（市外）から市内の自宅までの利用 ○



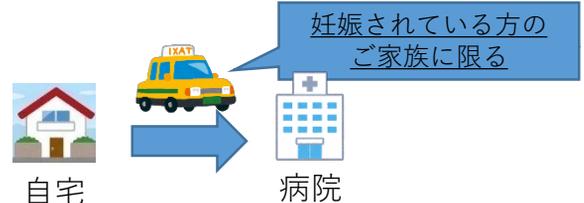
④ 河内長野駅（市外）から市外の病院までの利用 ✕



⑤ 大阪市内（市外）から市内の自宅までの利用 ○



⑥ ご家族が市内の自宅から病院までの利用 ○



本市ウェブサイトについて

詳しくは、本市ウェブサイトをご覧ください。



富田林市はSDGsに取り組んでいます。

